| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | 措 置 等 の 状 況 | 対　応 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第３章　包括外部監査の結果（監査の結果及び意見） | | | |
| 第６　入札・契約事務に係る監査の結果及び意見 | | | |
| 10　大阪府警察で使用する軽四輪自動車44台の賃貸借契約 | | | |
| 【監査の結果８】  随意契約の要件該当性に関する検証  【警察本部】 | 大阪府は，大阪府警察で使用する軽四輪自動車44台の賃貸借契約について，再契約であるという理由によって随意契約が可能であったのかを十分に検証すべきである。 | 当府警察としては、令和３年度の当該賃貸借契約の更新に当たり、再契約を行わなかった場合の車両の入替えに伴う捜査への影響や、返還に要する諸費用の発生等を勘案し、特例政令第11条第１項第２号に基づき随意契約を行ったものである。  当該賃貸借契約について再度検証したところ、上記の理由は随意契約の要件を十分に満たすものとまで言い切れないことから、今後は、公平性、透明性を保持し、経済性についてもより高めた契約方法で実施する。  適切な契約期間についても、本案件と同種の賃貸借契約について、それぞれの契約期間の調整を行うことにより複数の契約を統合し、スケールメリットを利用したより安価な契約を締結できるよう検討していく。 | 措置 |